

令和5年度第1回
朝霞市都市計画審議会議事録

令和5年5月23日

都市建設部 まちづくり推進課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第1回朝霞市都市計画審議会	
開 催 日 時	令和5年5月23日（火） 午後3時00分から午後4時20分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館5階 大会議室（手前）	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 1人	

令和5年度第1回朝霞市都市計画審議会

令和5年5月23日(火)

午後3時00分から

午後4時20分まで

市役所 別館5階 大会議室(手前)

1 開 会

2 挨拶

3 その他(報告事項)

報告事項第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について

報告事項第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について

報告事項第3号 朝霞市橋梁長寿命化修繕計画の改訂について

報告事項第4号 くろめがわグリーントレイルマップについて

4 閉 会

出席委員(12人)(代理出席1人)

会 長	須 永 大 介
職 務 代 理 者	川 端 登
委 員	松 村 隆
委 員	大 橋 純
委 員	小 川 裕 嗣
委 員	佐々木(清水委員代理)
委 員	須 田 義 博
委 員	田 原 亮
委 員	原 田 公 成
委 員	駒 牧 容 子
委 員	田 辺 淳
委 員	岡 田 一 成
委 員	宮 崎 葉 瑠 花

欠席委員（１人）

委	員	高橋	隆
委	員	佐々木	知則

事務局（１７人）

事	務	局	都市建設部長	山崎	明日香
事	務	局	審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長	宇野	康幸
事	務	局	都市建設部次長兼開発建築課長	村沢	敏美
事	務	局	みどり公園課長	大塚	繁忠
事	務	局	道路整備課長	深澤	朋和
事	務	局	まちづくり推進課主幹兼課長補佐	高橋	俊朗
事	務	局	みどり公園課長補佐	松下	俊一
事	務	局	道路整備課長補佐	持田	宏行
事	務	局	まちづくり推進課都市計画係長	濱野	孝雄
事	務	局	みどり公園課みどり公園係長	高橋	大輔
事	務	局	道路整備課道路施設係長	鈴木	正樹
事	務	局	道路整備課用地係長	宮地	和歌
事	務	局	みどり公園課みどり公園係主査	秋山	大輔
事	務	局	まちづくり推進課都市計画係主任	村岡	拓
事	務	局	まちづくり推進課都市計画係主事	米満	智志
事	務	局	みどり公園課みどり公園係主事	菊地	理浩
事	務	局	道路整備課道路施設係主事	矢野	剛士

会議資料

- ・ 令和5年度第1回朝霞市都市計画審議会 次第
- ・ 報告事項第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について
- ・ 報告事項第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について
- ・ 報告事項第3号 朝霞市橋梁長寿命化修繕計画の改訂について
- ・ 報告事項第4号 くろめがわグリーントレイルマップについて
- ・ 朝霞市都市計画審議会 委員名簿
- ・ 傍聴要領

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、令和5年度第1回朝霞市都市計画審議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。議事録作成のため発言の際にはマイクを使用していただきますのでご了承ください。

審議会の開会にあたりまして、都市建設部長山崎よりご挨拶申し上げます。

◎2 挨拶

○事務局・山崎都市建設部長

皆さん、こんにちは。本日は、ご多用の中、令和5年度第1回朝霞市都市計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、平素より本市の都市計画行政にご理解とご協力を賜っておりますことにつきまして、重ねて御礼申し上げます。

まず冒頭に、大変残念なご報告になりますが、今年4月15日に本審議会の会長である鈴木龍久様がお亡くなりになりました。

鈴木様におかれましては、本審議会の会長として、長きにわたり本審議会の運営は勿論のこと、多方面において、朝霞市のまちづくりの発展にご尽力いただきました。今年に入ってから、病气療養中とのお話をいただき、回復を祈っておりましたが、今年度早々の訃報に職員一同大変悲しい思いをしたところでございます。

この場をお借りしまして、鈴木様の様々なご功績に改めて敬意を表しますとともに、ご冥福を心よりお祈りさせていただきたいと思っております。

それでは、本日の審議会は、報告事項が4件ございます。

報告事項第1号につきましては、令和4年度第5回朝霞市都市計画審議会に引き続き、朝霞市都市計画マスタープランの策定について、今後のスケジュール及び策定方法についてご説明いたします。

また、報告事項第2号につきましては、生産緑地地区の変更について、今後の審議にあたり経過報告をさせていただきます。

さらに、報告事項第3号につきましては、朝霞市橋梁長寿命化修繕計画の改訂について、報告事

項第4号につきましては、令和5年4月に作成しました、くろめがわグリーントレイルマップについてご報告させていただきます。

本日の審議会におきましても、委員の皆様の慎重なるご審議と議事の円滑な進行にご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

◎ その他（報告事項）

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

審議会開催に先立ち、報告がございます。鈴木会長のご逝去に伴いまして、都市計画の専門家であり、立地適正化計画の策定に専門委員として参加していただきました、麗澤大学准教授の須永大介様に委員を依頼し、お引き受けいただきました。

また、埼玉県4月の人事異動に伴い、朝霞県土整備事務所の所長が木村様から小川様に代わり、本審議会委員の委嘱を行いましたこと報告させていただきます。

それでは、本日の審議会出席委員でございますが、総数14名中12名でございますので、朝霞市都市計画審議会条例第6条に定める、開催定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、朝霞市農業委員会の高橋会長、朝霞警察署の佐々木交通課長様におかれましては、本日所用のため欠席のご連絡をいただいております。朝霞警察署佐々木交通課長様の代わりに、清水様に代理出席いただいておりますので、ご報告させていただきます。

代理出席者の方につきましては、審議会の定足数に含めないこと、議決権を付与しないこと、謝金および旅費を支給しないこととして、その運用を要綱で定めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

この審議会は原則公開の立場をとっております。

令和4年度第5回の審議会では、傍聴者の入るタイミングにつきまして、ご意見いただきました。

そこで今回より傍聴者がいる場合につきましては、事前に会長の許可をいただいた上で入室していただくことといたしました。

都市計画審議会条例第5条に基づき、会議の進行は会長が行うこととされておりますが、会長不在のため、進行を川端職務代理にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○川端職務代理者

皆さんこんにちは。ただいま事務局から説明がございました通り、審議会の進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず初めて本審議会にご出席をされる委員の方もおりますので、お手数でございます

が、今回から委員になられました須永委員及び小川委員から自己紹介をお願いしたく存じます。

○須永委員

皆さんこんにちは。須永でございます。4月から所属が変わりまして、麗澤大学というところに移っております。昨年度までこちらの都市計画審議会の専門委員という形で関わらせていただきました。今年度からは立場も新しくなりまして、委員ということになりますのでどうぞよろしくよろしく申し上げます。

○小川委員

埼玉県朝霞県土整備事務所長の小川と申します。よろしくお願いたします。

朝霞県土整備事務所は、朝霞市をはじめ、志木市、和光市、新座市、4市の国道県道及び河川の管理建設を進めているところです。特に関連が深いのは、都市計画施設である都市計画道路の建設などをやっておりますので、そういったところですか、あと、まちづくりに関連する街路とかそういう部分でも少しでも貢献できればと思っていますのでどうぞよろしくお願いたします。

○川端職務代理者

ありがとうございました。続きまして、会長の選出に入らせていただきます。先ほど事務局からもありました通り、故鈴木龍久会長におかれましては、病氣療養中のところ、4月15日にご逝去されました。ご冥福を心よりお祈り申し上げます。

現在、会長職は空席となっており、職務代理者が代行しておりますが、速やかに会長を選出する必要がございます。本審議会の会長につきましては、朝霞市都市計画審議会条例第5条第1項に規定しておりまして、会長は学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるとしてございます。

従いまして、まずはどなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。あるいは推薦でも結構でございます。

○大橋委員

立地適正化計画の策定に専門委員として深く関わっていただきました須永委員を推薦します。

○川端職務代理者

ありがとうございました。ただいま、須永委員を推薦するとのことのご発言がございましたが、皆様の

かがでしょうか。

(異議なし、の声)

○川端職務代理者

異議なしのことですので、須永委員長をお引き受けいただけますでしょうか。

○須永委員

承知いたしました。ご推薦をいただきましたので精一杯務めさせていただきたいと思います。

○川端職務代理者

ありがとうございます。それでは皆様からご承認をいただきましたので、須永委員に会長をお願いしたいと思います。以上で、会長の選出が終了いたしました。

それではこれもちまして、職務代理としての議事の進行を終わらせていただきます。これ以後の議事の進行は須永会長にお願いしたいと思います。これまでの円滑な議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

○須永会長

それでは、私の方で審議会の進行をさせていただきたいと思います。

まず最初ですが、長きにわたり会長を務めていただきました鈴木前会長には、私からも改めて心よりご冥福をお祈りしたいと思います。私は、このような会議に参加する機会を非常に多くいただいております。その中で、鈴木前会長の運営は非常に円滑かつ温かい雰囲気であったという印象を持っております。その鈴木前会長の後任ということで鈴木前会長と比べますと見識は広くもないし深さも及ばないところではございますが、一生懸命務めてまいりたいと思います。また、この場の内外に適任の方がいらっしゃったかと思いますが、私の方で務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、傍聴の方の確認をお願いします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

傍聴は1名いらっしゃいます。職務代理に確認の上、事前に入室していただいております。

○須永会長

それでは審議に入りたいと思います。審議に先立ちまして配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

本日の会議資料につきまして、確認させていただきます。あらかじめ送付しました資料が、審議会次第、こちら5月8日に議題の変更に伴い差し替えさせていただいたものとなります。

報告資料といたしまして、

報告事項第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について

報告事項第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について

報告事項第3号 朝霞市橋梁長寿命化修繕計画の改訂について

報告事項第4号 くろめがわグリーントレイルマップについて

また、本日お手元にお配りしました資料としまして、傍聴要領が1枚。委員名簿が1枚。

資料はお揃いでしょうか。資料の確認は以上となります。

○須永会長

では、次第に従いまして会議を進めたいと思います。本日は次第の3番目、報告事項として4件の報告事項があります。それではまず報告事項第1号、朝霞市都市計画マスタープランの策定について事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

それでは報告事項第1号、朝霞市都市計画マスタープランの策定についてご説明させていただきます。

朝霞市都市計画マスタープランにつきましては、これまで庁内検討委員会、それから都市計画審議会の他に策定委員会を設け、三つの組織で策定を進めてまいりましたが、今後は、策定委員会を廃止して、都市計画審議会と庁内検討委員会で策定していくことを考え、令和4年12月21日の都市計画審議会、それから令和5年1月30日の都市計画審議会で、主に口頭で説明をさせていただきました。議論の中で、具体的な資料とか、市民参加をどのように進めていくのか、そういった具体的なものがないというご意見をいただいております。

そうした状況の中、市議会の3月議会の建設常任委員会の中でも、同様の意見を多数いただきました。具体的な内容をもう少し示してもらいたいというご指摘を受けまして、都市計画審議会でも

そういった説明をして資料を提出した上で、どうやって作成していくか示してもらいたいというご意見もありました。廃止条例につきましては、現在、継続審議になっているところでございます。

本日は改めまして、都市計画審議会でいただいたご意見、それから建設常任委員会でいただいたご意見を踏まえまして、資料を作成してまいりました。この資料につきましては、本日、内容を説明した後、ご意見等をいただき修正点があれば修正した上で、朝霞市議会に資料として提出したいと考えております。

それでは、1ページをご覧ください。

まず1につきましては、都市計画マスタープランはどのようなものかということに記載してございます。

次に2になります。

計画の期間につきましては、令和8年度から令和27年度の概ね20年間を想定してございます。次に3の計画の構成でございます。

まず、都市計画マスタープランの構成案につきましては、朝霞市の現況とまちづくりの主要課題を抽出し、それに対して、市全体の全体構想を、主にまちづくりの目標であるとか、分野別の方針等を定め、あわせて地域別の構想として、地域区分の設定や現況と主要課題、地域づくりの目標、地域づくりの方針等を定めます。それらを実現するために、まちづくりの推進方策を定めていくものが大枠でございます。

次に4、策定体制と市民参加についてご説明させていただきます。

諮問機関として、朝霞市都市計画審議会がでございます。こちらの審議会は市の議会の議員、学識経験者、関係行政機関及び公募による市民等で構成されており、都市計画法第77条の2に基づき設置され、市長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査し、審議する機関でございます。

マスタープランの策定過程において、都市計画審議会に随時意見聴取を行いながら、マスタープラン案が策定された段階で諮問を行い、答申を受けて策定してまいりたいと考えております。

なお、前回計画策定時の都市計画審議会と、マスタープラン検討委員会の委員構成を踏まえ、下記に掲げるものを新たに都市計画審議会の委員または臨時委員として任命いたします。

新たに任命する委員といたしましては、学識経験を有する者2名、そのうち1名は須永先生でございます。もう1名は埼玉大学の小嶋先生を予定しております。

それからまちづくり団体の代表者として、自治会連合会の会長、それから社会福祉団体の代表者として、社会福祉協議会の会長、それから地域別市民の代表者5名と記載しておりますが、これはゾーンが決定した段階で、最終的に決まる形になりますが、現在においては、前計画で5地域に別れておりましたので、5名程度を想定しております。

こちらにつきましては、最後のページを見ていただきたいと思います。

委員構成をカラー表示しておりますが、一番左が前回、都市計画マスタープランの検討委員会の際の委員の構成でございます。2列目が、現行の都市計画審議会の委員構成でございます。一番右に示しているのは、今回の都市計画審議会でマスタープランを審議するにあたり、委員構成を考えているものでございます。先ほど説明した臨時委員につきましては、一番右下のところに太枠で示しております。こちらを充足することにより、委員構成自体については、前回の都市計画マスタープラン検討委員会と同等の委員構成を担保できるという形で審議していただきたいと思います。でございます。

続きまして3ページになります。この庁内組織体制と市民参加につきましては、次の4ページの下段の図の方も参考にしながら、聞いていただければと思います。

まず庁内組織体制につきましては、マスタープランは、第六次朝霞市総合計画と密接に関わり、さらに同時期に策定することから、庁内検討委員会の設置に当たりましては、朝霞市総合計画策定委員会要綱第5条に規定する庁内策定部会をもとにまちづくり等に関係する所属と所属長等をもって組織する予定としてございます。

なお、第三者として、専門的知見を有するオブザーバーにも参画いただき、随時ご意見やご助言をいただきながら、マスタープラン案の作成を進めます。これは庁内検討委員会に学識経験の方をオブザーバーで参画いただき、ご意見やご助言をいただきながら進めるということでございます。

次に3、市民参加でございます。

朝霞市都市計画審議会につきましては、市民の皆様から広く意見を聞くため、地域別市民の代表者など、左記に掲げる臨時委員等について、議決権を持つ形で都市計画審議会に参画いただき、随時意見等を伺いながら、マスタープラン案の作成を進めてまいります。

次にアンケート調査につきましては、総合計画と連携しながら、市民意向調査、青少年アンケート、中学生等への調査やイベント開催時などのアンケート調査等について検討します。

次に説明会、ワークショップ等についてでございます。マスタープランの策定過程においては、総合計画と連携し、住民の方々の意見等を聴取してまいります。双方向のコミュニケーションには多様な手段、手法があり、それぞれのメリット・デメリットを踏まえ、計画策定の段階や対象となる方々に応じて、手法を適切に組み合わせながら、幅広い方の意見等を聴取してまいります。手法につきましては下に書いてありますが、ワークショップや説明会、広報あさか、市ホームページ、SNSなどを内容に応じて、あと対象に応じて適宜使い分けてまいりたいと考えております。

パブリックコメントにつきましては計画素案について、手続きを行って、市民等から広く意見を求め、意見等に対する市の考え方を公表するとともに、計画案に反映させてまいりたいと考えてござ

ざいます。

次に4ページをご覧ください。

都市計画マスタープランの進行管理と見直しについてでございます。

本計画の内容は、目標方針に基づく各種施策事業の推進状況や、本市を取り巻く社会情勢などの変化に応じて適切に見直しを行います。

現時点では、マスタープラン策定完了後、5年後に評価の検証を行ってまいりたいと思います。その評価、検証については、都市計画審議会でお示ししていきたいと考えてございます。

中間年に当たります10年後におきまして、都市計画マスタープランの中間見直し、いわゆる改訂を行ってまいりたいと考えております。

その5年後に評価と検証という形で、令和27年度の目標年次まで進めてまいりたいと考えてございます。

次に、6都市計画マスタープランの策定体制についてでございます。

策定体制図の真ん中に都市計画マスタープラン庁内検討委員会（事務局まちづくり推進課）がございます。こちらにつきましては、適宜、学識経験者等のオブザーバーをご招待し、専門家の意見等も伺いながら検討してまいりたいと考えておりまして、その過程におきましては都市計画審議会に適宜、意見、提案をして意見等を伺いながら、随時修正等を行い3年間かけて計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

また、その過程におきましては、総合計画策定委員会、これは庁内の組織となりますが、そちらと綿密に連携しながら進めてまいります。

アンケート調査等、ワークショップ等と市民参加の部分につきましては、このような形で回答や周知、意見聴取を適宜適切な時期に行ってまいりたいと考えております。

最終的には都市計画マスタープラン庁内検討委員会から原案が市長に提出され、都市計画審議会に諮問を行いまして、ご意見をいただいた上で答申をいただいて、決定するという過程で進めてまいりたいと考えております。

市議会につきましては、総合計画との連携もありますので、定例会ごとに、例えば建設常任委員会の中でこういった形になるかわかりませんが、適宜説明をすることも考えられますし、全員協議会というものもありますので、総合計画と連携しながら、適切な時期に説明してまいりたいと考えてございます。

次に5ページになります。

検討体制と策定スケジュールでございますが、令和5年度につきましては、まず検討体制と市民参加の検討を行った上で、現行計画の振り返り、現況把握まちづくりの主要課題の整理等を行って

まいりたいと考えております。

主要課題の整理に当たりましては、アンケート調査等の実施を行い、これも総合計画との連携しながら、市民意向調査であるとか、青少年アンケート、中学生アンケート。今、中学生にはタブレット等の端末が全員配布されておりますので、学校と連携しながら、そういったものもやっていきたいと思っております。中学生アンケートを取ることで、もしかすると親の意見も少し入るのではないかとということにも期待しながら、アンケートを実施したいと考えております。

あとは各課ヒアリングであるとか、策定に当たっての情報発信というのは、これは1年目だけということではなく、策定までに適宜適切な情報を随時発信する形で考えてまいりたいと思っております。

それから2年目になりますと、先ほどの2ページの上段にあります、全体構想の検討に入っていく形になります。

それと、地域別構想の検討を6年度から7年度にかけてやっていきたいと考えておまして、その過程におきましては、ワークショップ等の実施、オープン参加型のものであったりとか、この継続参加型と書いたのは、前回の計画では地域別懇談会っていうのを5地区で5回開催しておりますので、そういった継続参加型についてもやってまいりたいと考えております。

それからまち歩きタウンウォッチング、イベント開催時の意見募集、通年での意見募集をホームページで行うとか、適宜適切な情報発信等を行ってまいりたいと考えております。

それから令和7年度になりますと、2ページの一番上段の一番下のところがございます、計画の実現に向けて、各政策の方策について検討いたしまして、素案が完成するという段階になってまいります。

素案を公表し、パブリックコメントを実施するとともに市民説明会、例えばオープンハウス型であるといった方式で実施してまいりたいと考えてございます。

その後、都市計画審議会に諮問を行い、答申していただいた後、庁議、市議会への報告を経て、都市計画マスタープラン公表をしてまいりたいと考えてございます。

報告事項第1号の説明については以上でございます。なお、先ほど説明いたしました、前回の都市計画審議会でもご意見いただいた内容と、建設常任委員会でいただいた内容を踏まえ、資料を作成してまいりましたが、この度説明をさせていただいて、この辺が足りないとか、もう少しこうの方がいいのではないかとといった事があればご意見いただきまして、この資料を市議会に提出してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○須永会長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告ありましたが、報告事項第1号につきまして

聞いておきたいことなどがございましたらお願いしたいと思います。何かございますでしょうか。

○須田委員

確認をさせていただきたいのが、都市計画マスタープランのために都市計画審議会が3年間で8回から10回と書いてありますが、これは都市マスに絡む都市計画審議会が8回から10回で、今まで通常に行っている部分はここに入っていないということですか。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

これにつきましては、都市計画マスタープランを作成する、いわゆる議論をいただくのは最低8回から10回はいるのではないかとこのところでございます。ただし都市計画審議会では他の議論もありますので、それにつきましては、適宜ボリューム等を見ながら、同日開催できるときは同日開催等も検討しまして、そのような形で運用してまいりたいと考えております。まず、ここに書いてあるのは最低都市計画マスタープランを策定するには、都市計画審議会での議論は8回から10回程度必要ではないかとこのところ書かせていただきました。

○須田委員

そうしますと、年に2、3回は増えていくのかなという、感じがしています。

この他に、多分地域別の懇談会ですとか、ワークショップなどやられると思うんですね。そういうものに参加してくと、頻度がすごい高くなると思う。それを皆さんが承知できるのかどうか。今まで具体的な話がなかったもので、多分、そこまで深くは考えてなかったと思うのですが、これ極端に言うと、年に10回ある、下手すれば12回ぐらい出てくる可能性があるのですが、それをここにいる皆さんが受け入れられるのかというのは、少し不安ではあるんですよ。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

地域別懇談会について、委員の皆様は全て参加いただくことは強制ではないですが、参加いただくと、過程というのはわかりやすいと思います。

ただ、前回、地域別懇談会を地域ごとに5回行いまして、延べ25回行った形になりますが、それについては工夫の余地があると思っております。例えばやり方につきましては、今後、総合計画とも連携しながら、都市計画審議会でもこんなやり方でいきますということを報告させていただきながら、調査内容については、随時、説明していきたいと考えておりまして、委員の皆様は過度な負担にならないような形で行ってまいりたいと考えております。

○須永会長

よろしいでしょうか。他ご意見ございますか。

○松村委員

いただいたご説明、資料に全く異論はありませんし、今ご質問ありましたが、頻度が多くても、できる範囲で協力したい。資料の最後にマスタープラン検討委員会というのがありますが、本文に書いてないので、もう検討委員会はできているのか。あるいはこれから作るのでしょうか。聞き漏らしたのかもしれないので。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

資料の最後にあります都市計画マスタープラン検討委員会につきましては、前回都市計画マスタープランを改訂したときに、市の附属機関として、存在していた組織でございます。

前回は庁内検討委員会と都市計画マスタープラン検討委員会、さらに都市計画審議会というのを三つ回して、最終的に都市計画マスタープランを策定しておりましたが、委員構成を見ていただくとわかりますが、ほぼ委員が被っているというところで、そもそも都市計画マスタープラン検討委員会を開いて都市計画審議会を開くと、一つの内容で2回会議に出席しなくてはならない委員が多くいらっしまったということも含めまして、今回はそれを都市計画審議会に統合するという形で、庁内検討委員会と都市計画審議会でご議論いただきながら、最終的に計画を策定していきたい内容でございます。

現在、3月議会で、この都市計画マスタープラン検討委員会条例を廃止する条例を挙げたところですが、継続審議になっておりまして、また6月議会でご意見を賜るという状況になっているところでございます。

○田原委員

2点お伺いをしたいと思います。

これまでマスタープラン検討委員会それから、重なるところが多い都市計画審議会が良い形で効率化を図っていく部分に関しては非常に大賛成なんですけれども。一方でこのマスタープランの検討委員会のメンバーを見ると、多様な方が入っているなということで、そういった意見をいかに漏れなく吸い上げていけるのかということが多分一番大事なところかと思っております。

1点目は、新たに任命する委員ということで、臨時委員のところ、これ条例には臨時委員は別に何か定数が決まってるとか、分野が決まってるということがないので、ある程度こちらが求める委

員を描けるかと思っているのですが、まちづくり団体の代表者、そして社会福祉団体の代表者ということで自治会連合会会長、それから社会福祉協議会の会長と書いてあります。

ここはどのような議論があったのかお伺いしたいのですが、自治体連合会会長や社会福祉協会の会長が別に駄目だという意味ではなくて、もう少し、例えば社会福祉団体の代表者であれば、もっと地域の福祉に密着しているような、事業者の団体が、やはり朝霞市にもあって、そういうところから入ってもらうというのにも意義があるのではないかと。

あとはまちづくりに関しても全く同じで、少し若い年齢層の団体とか、いずれワークショップとかでも加えていただけるようなことを考えていらっしゃると思うのですが、ここについてどのような議論があったのかお伺いをしたいと思います。

それから、臨時委員が、この3年間のスケジュール表の中で、どこの部分で入ってくるのか。今、須田委員の方からは、その都市マスだけで8回から9回というのがありましたけれども、重なるのであれば会議のやり方も、途中からご退席いただくのかとか、色々と頭のクエスチョンがあるのですが、どのぐらいのタイミングでこの臨時委員の皆様に入らせていただけることを考えておられるのかお伺いしときたいと思います。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

ありがとうございます。6ページの委員構成の表を見ながら、ご説明いたします。

まず一番左側、都市計画マスタープラン検討委員会条例で定めております、委員構成が書いてあります。それから右が現行の都市計画審議会の委員構成でございます、前回4号委員と5号委員が、まちづくり関係団体の代表者として自治会連合会会長、社会福祉団体の代表者として社会福祉協議会会長が、マスタープラン検討委員会に入っていたところでございます。都市計画審議会にその2人の方はいらっしゃいませんので、今回は臨時委員として、お招きしたいと考えているところでございます。

それから、一番左の一番下の9号委員につきまして、前回のマスタープラン策定委員会では、公募の市民として、各地域の代表者等が入ってございましたが、都市計画審議会には、地域別市民が入っておりませんので、そちらの方も前回の委員構成を充足させる意味で、臨時委員としてご参画いただく形を考えております。それ以外にご参画機会はおそらくたくさんあると思っております。

例えば、必要に応じて、都市計画審議会にお呼びして、ご意見を伺うことも、それは皆さんにご承認いただければ、当然できますでしょうし、何か特別なことをご議論するときにそういったことが十分可能であります。

また、勉強会に呼ぶこともできますし、ワークショップみたいなどころですと来やすいという若

い方も多くいらっしゃると思いますので、そういった形でのご参画については非常に重要な観点だ
と思っていますので、どちらかというところについては広くお話を聞いて、朝霞市に合
う計画にしていきたいという気持ちでございます。

それから臨時委員の皆様、どうするのかにつきましては、例えば都市計画審議会の案件が少ない
ときなどは、同日に開催いたしまして、一番先に都市計画マスタープランの議論をしていただいた
後、臨時委員の皆様には退席していただいて、引き続き都市計画審議会の次の議論に入るという形
で、現在想定しております。2ページ一番下段のところに記載させていただいております。

それから臨時委員の参画するタイミングでございますが、今、議会に策定委員会の廃止条例を挙
げていますので、それがもし最終的に反対ということになった場合には、それを無視して策定委員
会を廃止することはできませんので、策定委員会を開催して策定していくと現時点では考えており
ます。

このまま廃止条例の議案が通りましたら、早い段階で臨時委員の方にご説明させていただいて、
なるべく早く着手したいと思っております。着手する段階では、最初の会議から参画いただければ
と今のところ考えております。

○田原委員

それではこれからの審議の進め方で、今のマスタープランの検討委員会条例がどうなのかによっ
てスタートの時期も変わってくるという理解でいいのかと受けとめました。

最初の質問ですけれども、まちづくり団体の代表、社会福祉団体の代表が、これ1名に限らなく
てもいいのではないかと思うことに対しては、その必要に応じて呼ぶとか、あとはワークショップ
に参加していただくとか、色々な方法があるとおっしゃられましたので、ぜひ声かけをね、例え
ば必要に応じて呼んだときに、喋れないです。日頃からやはりこういう議論を一緒に過ごすのが大
事ではないかと思って質問しているわけですが、そういうのであれば、なるべくそういった
意見が言いやすいような場の工夫等、声掛けをお願いしたいと、最後に要望させていただいて質問
を終わりにしたいと思います。

ありがとうございます。

○須永会長

他にございますでしょうか。

○駒牧委員

臨時委員の件で各地域の5名の方はそのままスライドされるのか、新しく公募されるのか確認させていただきます。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

現時点では公募したいと考えております。もし公募して、駄目なときは名簿登載の人で、地域別の方がいらっしゃれば、そちらから選ぶことも考えております。

できれば、幅広い年代で参画いただきたいと思いますのですが、どうしても昼間の開催であると、比較的年齢の高い人が応募してくる傾向にあります。できれば若い人が参加できることをやってみたいとは思いますが、無理な場合には、先ほど説明したワークショップや地域別懇談会とかで工夫しながら、若い方の参画を促していきたいと考えます。

○須永会長

他にございますでしょうか。

○田辺委員

まずスケジュール、例えば5ページで、今年度から来年再来年という形で作りますということに対して、都市計画審議会委員の任期がどういう状態に今あるのか。

やはりなるべくであれば、継続して、その審議に関わる形をとらないと、なかなか難しい部分があるかなというのがまず1点目。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

任期につきましては令和6年3月31日ということになります。したがって、いわゆる充て職の方、例えば、先ほど説明しました社会福祉協議会会長や自治会連合会会長につきましては、同じ方がやられているのであれば、同じ方に引き続き引き受けていただくこともありますし、会長ではなくて、代表する方という考えで同じ方に出席していただくということも可能だと思います。

ただ、市議会議員につきましては、議員の改選がございますので、そちらにつきましては、推薦された方になるということになってはいますが、その辺はご議論いただける機会があればいただければと思います。

それから市民の方につきましては、計画の継続性から、同じ方にやっていただくのが私は一番良いと思っております。任期が終わった段階で、再任を妨げないという形で引き続き受けていただければ、策定の期間は同じ方々でやっていただきたいと思いますので、そういった皆様のご

意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

○田辺委員

別に議会の議員はいいとして、それ以外の方は、やはり継続性ということはきちんとしていただきたい。

実際の諮問と答申ということを例えば4ページにマスタープラン策定体制が6番でありますけれども、市長に対して都市計画審議会が諮問を受けて答申をする。

2ページの表現でいくと、マスタープランが策定された段階で諮問を行い、答申を受けて策定しますという表現になっています。

一般的に、今まで都計審が諮問を受けたら、ほぼ1回2回の会議で、答申をするという形式だったと思います。庁内検討委員会が当然あって、庁内委員会検討委員会から出たものを1回1回質問を受けてそれに対して答申を行うというものではなくて、おそらくこれは、最終案の段階で諮問を受けたものに対する答申をするということだと考える。その辺の整理がどうなっているのか。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

4ページの図を見ていただきながら、説明いたします。

田辺委員がおっしゃった通り、案が出来上がった段階で諮問させていただき、最終的にこれで良いかという答申を受けることとなります。

下のところに提案と意見がありますが、先ほど須田委員の質問で説明した8回から10回という会議の中で、随時、いいタイミングの中で、提案をさせていただき、意見をいただいて、ブラッシュアップしながら案を作り上げていき、最終的な案が出来た段階で諮問して答申をいただいて、その後の決定に進んでまいりたいと考えます。

議会の報告につきましては、総合計画との連携で、計画がある程度できてからするのかその前にするのかは、当然大事な議論になると思いますので、その辺については、適宜適切なタイミングで議会への報告も行いながら進めてまいりたいと考えます。

○田辺委員

4ページの策定体制ですけれども、本音として、庁内検討委員会が中心になるのはわからなくなりますが、この図は、やはりよろしくないかと。都市計画審議会が中心なのか市民が中心なのか。

これだと例えば市民のワークショップだとかいう部分に関しては、都計審と何も繋がりが無い形になるので、庁内検討委員会はどちらかというところ、右側において、図の書き方の問題ですけれど

も、私はこれ本音ではないかという気がします、実態としてはそうなってしまうのはわからないでもないですが、やはり本来は策定委員会が中心でやっていくんだと言うならば、それが都市計画審議会でやるということであるならば、いかがなのかなとちょっと気になるところですがその点どうですか。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

ご指摘の内容の通りだと思います。これにつきましては、工夫して、都市計画審議会を中心にして、あとは庁内検討委員会等、総合計画とか、市民との関係性であるとか、その辺については、わかりやすい表現に資料の作り直しをさせていただければと思います。

○田辺委員

前日も申し上げたことで、要綱等を作らないのかという話をしましたけれども、実際これが何らかの形で要綱になるかどうかわかりませんが、例えば地域別懇談会という形で出ていますけれどもその随時型というか、スタイルが2種類ありますよと先ほど説明されていましたが、いわゆるオープン参加型と継続参加型という形で言っていますがオープン参加型に関しては随時、そのときに呼びかければ済むかもしれませんが、継続参加型に関しては先ほど呼びかけを最初にされるような話がありましたけれども、早い時期から呼びかけをして、その呼びかけの時のオープン参加型というのが地域別懇談会という表現で、ここでは出ていますが、やはり都市計画マスタープラン全体の市民策定委員会なり何なりの呼びかけをするという考えがないのか。

その中で自分は地域別でいうとどこの部分に属している、そういう自覚を持って参加していただくという形が以前のやり方であったと私は記憶しているんです。

そういう前々回よりは前回、前回よりは今回というように、さらに深めるということになると、そういうやり方になるのではないかと。それをするにあたってはやはり何らかの要綱的なものを作っていくのが良いのではないのかという意味で前回、1月30日の時はそういう発言をしたつもりなのですがその点をお願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

様々な計画がございまして、都市計画マスタープランだけ何らかの要綱を定めるというのはちょっと現実的ではないと思います。ただ先ほども説明させていただいておりますが、オープン参加型とか継続参加型については、こういったことをやりますよというのは、本日の資料をもって確実なものということでご認識いただければと思いますが、内容とかやり方につきましては、総計とも連

携しますので、そちらの方の策定委員会とも連携を図りながら、どういうやり方が一番良いのということについては、都市計画審議会でご意見いただきながら進めてまいりたいと考えております。

○田辺委員

ちょっと確認しますが、今日いただいている策定についてという文面ですけど、これは案となっていますけども、これは策定についてという文面のまま直すところは直して、これは要綱でも何でもなくて、こういう文章ですということなのか。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

これにつきましては、策定についてというところで、庁内の決裁を取って提出するという内容でございます。先ほどいただいた意見を踏まえまして、この図面等を修正した後に、議会の建設常任委員会の議論がございますので、そちらの方に提出になるのか、全体での説明にも使わせていただく場合もありますので、資料として庁内の決裁を取るという扱いでございます

○田辺委員

たびたび申し上げますけども、市民参加の確認が取れてない部分として、継続型は地域別に関してなのか、それとも全体の呼びかけはしないのか。

全体のマスタープランを作るに当たって、なるべく市民参加型でいけば、皆さんの関心を持てるし、市民が市政にいろいろ関わる。一番大きな契機にもなると思うので、非常にチャンスだと思うんですね。そういう意味でやはりこれ総合計画との連携という意味で、総合計画の側はどうするかということももちろん出てくるのでしょうけれど、少なくともこの場でやるこの都市マスに関して、その市民参加のスタイルなりスケジュールはしっかりした方がいいかと思うが、その点をもう一度を確認したい。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

このオープン参加型につきましては、なるべく早い段階で都市計画マスタープラン及び総合計画を策定する時期に入っています、そういった広報をした上で、広いご議論いただくのがいいかと。各地域にお住まいの方が、地域別懇談会にご参画いただく流れというのも一つ作っていただければと考えております。市民参加につきましては、委員の思いと同じです。こちらの方も非常に重要なものと考えておりますので、それにつきましては、しっかりとやっていきたいという思いであります。

継続参加型につきましても、前回5回行って先ほども説明させていただきましたが、前回と同様

に5回をやるのかと言いますと、現時点でそこまで決まっておきませんが、それを下回るような内容ではやりたくないと思っておりますので、そこについてはやる前に都市計画審議会でごやりますということをしかりと示して、それならいいのではないかとことを承諾いただいた上で、修正しながら進めてまいりたいと思います。

○須永会長

他にご意見はございますでしょうか。概ねご意見をいただけたと思いますので以上をもちまして報告事項第1号都市計画マスタープランの策定については終了したいと思います。

○須永会長

それでは議事に従いまして次でございますが、報告事項第2号朝霞都市計画生産緑地地区の変更について事務局の方からご説明をお願いいたします。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主事

それでは報告事項第2号朝霞都市計画生産緑地地区の変更についてご報告いたします。

今回の報告は現在手続きを進めております生産緑地地区の買取申し出による変更に関する経過報告です。資料の1ページをご覧ください。

こちらは、変更箇所の一覧でございます。今回は買取申し出、合計4地区の変更で、市内全体の生産緑地地区の面積は約65.98ヘクタールから約0.32ヘクタール減少して約65.66ヘクタールとなり、地区数は変更前の221地区から3地区減少して218地区となります。

次に2ページをご覧ください。

西原2丁目の第75号生産緑地地区の概要でございます。概要図にある青の矢印は、現況写真の撮影位置と方向を示しております。他の地区も同様です。

ここで一点訂正があります。備考欄に記載されている買取申出日ですが、大変申し訳ございません、令和4年12月20日ではなくて、正式には令和5年1月23日になっております。申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。

そうしましたら、こちらの地区は令和4年12月10日で指定30年が経過いたしまして、特定生産緑地の移行の意思がないため、令和5年1月23日付で生産緑地地区の買取申し出がございました。これに対して市は、当該地が1,000平米未満であること、北割公園の誘致距離内であること、また、他の公共施設としても利用する予定ないことから、買い取らない旨を地権者に通知いたしました。

令和5年2月16日付で、農業委員会に農業従事者への生産地区買取の斡旋を依頼しましたが、買取の希望がない旨の回答がありました。

今後の予定としましては、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除され、生産緑地地区の区域及び面積を変更することになります。

続きまして3ページをご覧ください。

膝折町4丁目の第95号生産緑地地区の概要でございます。

こちらは主たる農業従事者の死亡により、令和5年3月9日付で、生産緑地地区の買取申出がございました。これに対し市は、当該地が1,000平米未満であること、北浦公園の誘致距離内であること、また他の公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らない旨を地権者に通知いたしました。

こちらは、令和5年4月3日付で、農業委員会に農業従事者への生産緑地地区買取の斡旋を依頼しておりますが、現在回答待ちとなっております。

こちらにも斡旋の結果、買取希望が無ければ、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除された後、区域及び面積の変更をすることとなります。

次に4ページをご覧ください。

膝折町2丁目の第109号生産緑地地区の概要でございます。

こちらは令和4年12月10日で指定30年が経過し、特定生産緑地へ移行の意志がないことから、令和5年4月18日付で、生産緑地地区の買取申出がございました。

こちらに対して市は、公共施設として利用する予定がないことから、買い取らない旨を通知いたしました。

令和5年5月17日付で、農業委員会に農業従事者への生産地区地区買取の斡旋を依頼しておりますが現在回答待ちとなっております。

今後の予定といたしましては、斡旋の結果、買取希望が無ければ、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限を解除された後に、地区の変更面積の変更を行う予定となっております。

最後に5ページをご覧ください。

根岸台6丁目の第152号生産緑地地区の概要になります。

こちらにも令和4年12月10日で指定30年が経過し、特定生産緑地へ移行の意思がないため、令和4年12月23日付で生産緑地地区の買取申出がございました。

これに対しまして市は、当該地が1,000平米無いこと、また他の公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らない旨を地権者に通知いたしました。

令和5年2月7日付で、農業委員会に農業従事者への斡旋を依頼しておりますが、買取の希望がない旨の回答がありました。

今後の予定といたしましては、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除され、生産緑地地区の区域及び面積の変更をすることになります。

以上で報告事項第2号朝霞都市計画生産緑地地区の変更について終わらせていただきます。

○須永会長

説明ありがとうございました。ただいま事務局からご報告ありましたが今後審議するに当たり、事前に聞いておきたいことなどがございましたらお願いしたいと思います。

○田辺委員

それぞれ買取した場合の平米単価なり、この全体の金額が、前回はわからないという話でしたけど準備されていれば教えていただきたい。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主事

各地区の希望価格の1平米当たりの単価につきましては、第75号が61万6,649円。

続きまして、第95号が1平米当たり45万3,743円。第109号が1平米当たり47万6,190円。第152号が1平米当たり55万7,244円になります。

○田辺委員

このままいけば、民間の事業者に渡って開発という形になるわけですがけれども、生産緑地法で言うと、市が買い取るものになっているわけなんですけれども、そこまでは現実に難しいということ、常に最終的には無理ですということで、放棄する形をとるわけだけでも、極力市が何らかの形でこれを買っていただく術というのを探していただいているのかは非常に気になるところで、公園に関しては1,000平米ないとか近隣にあるとかっていうことでそれはそれで一つわかりますけれども、災害の問題もあり、いろいろとその地域で避難場所だとかやはりそういった場所も含めて、考えておかなければいけない、いわゆる公的に確保しておかなければいけないところではあるのではないのか。ここだけで言ってもしょうがない話なんですけれども、どこまで市の方でそこら辺を探っていただけているのか、またこれを待つていただくことができるのかできないのか。このままでいくとだいたいいつ頃、次回これが都計審にかかるときにはもう既に売られてしまうようなこともあるのかどうか、そこら辺を教えていただきたい。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主事

生産緑地法の中で、買取申出が出てきてから1か月以内に市として回答を出さなければならない期限が決まっております、その限られた期間の中で、まず初めに庁内の他の部に買取申出が出た部分で、買い取り希望があるか、他の計画も含め考えていただき、買取希望がない場合には、その上でみどり公園課としても、公園の基準として買うかどうかを判断して、地権者に回答しております。一応その他の部署にも確認した上での地権者への回答となっております。

○田辺委員

その時点で例えば1年2年の猶予をもらうような意味合いで地権者との交渉で、市が借りて、例えば児童遊園地的なものにしておくということを、場所にもよるでしょうけれども、そういう判断しているのもある程度せつかく生産緑地がみどり公園課の所管だということもあるので、そういうみどり公園課側に率先して決められるようなものを、執行部にお問い合わせすることはできないのか。

○事務局・大塚みどり公園課長

買取申出につきましては、生産緑地の従事者がお亡くなりになって、相続税の対策として、不動産会社を代理人として提出されていることがありまして、あくまでも次の使い方というのを検討した中で買取申出がなされているということから、その土地を市の児童遊園として貸していただくということは、先方の理解が得られないということで難しいという理解しております。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

市が用地を取得することになりますと、それは明確な行政目的がないと、なかなか手を挙げられません。何らかの計画に基づいて、土地を取得して公共施設なり、インフラなりを整備するのが行政の仕事でございますので、そういった意味ではやはり今回の総合計画であるとか、都市計画マスタープランの改訂というのは、いい機会なのかと思います。

例えばこの区域ではこういったものが不足しているから、こういった施設が将来必要になりますというのをしっかり書き込まないと、担当部署の方もそれを積極的に手を上げるってというのはやはりできないということになりますので、今言われた田辺委員のご意見等も踏まえながら、総合計画や都市マスの策定にも大事な視点だと思っておりますが、現時点はそういった状況にないのも事実でございますので、今後の課題かと認識しております。

○田辺委員

生産緑地法の30年経過するという理由ということで、今後、まだまだ出るものなのか、ある程度出尽くしているのか、その点に関して教えていただきたい。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主事

現在、指定30年経過して、移行なしのところが全体15地区中、5地区の買取申出が出てきておりまして、残り10地区が、今後買取申出が出てくるものと思われまます。

○須永会長

その他いかがでしょうか。よろしいですか。それでは以上で報告事項第2号朝霞都市計画生産緑地地区の変更について終了したいと思います。

○須永会長

続きまして報告事項第3号朝霞市橋梁長寿命化修繕計画の改訂について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局・矢野道路整備課道路施設係主事

それでは、報告事項第3号朝霞市橋梁長寿命化修繕計画の改訂についてご報告いたします。

今回の報告は、橋梁定期点検の結果を踏まえ、朝霞市橋梁長寿命化修繕計画の見直しに関する報告です。資料の1ページをご覧ください。

現在、朝霞市では33橋の橋梁を管理し、5年に一度の頻度で橋梁定期点検を実施しております。こちらの点検サイクルを踏まえ、本計画期間は5年間と設定しました。令和4年度の点検結果といたしましては、早期に架け替えが必要な橋梁はなく、部分的な劣化のみが確認され、集約または撤去の対象となる橋梁はございませんでした。

続きまして資料の8ページをご覧ください。

こちらは朝霞市で計画しております、年度別の修繕計画でございます。今回の点検で判定区分がⅢまたはⅣとなった損傷度が高く、鉄道と交差している跨線橋を優先度の高い橋梁と位置付け、早期に修繕を実施いたします。その他の橋梁に関しましても、予算の平準化を考慮しながら、予防保全として修繕を実施いたします。

以上で報告事項第3号、朝霞市橋梁長寿命化修繕計画の改訂について終わらせていただきます。

○須永会長

ありがとうございました。ただいま事務局からご報告がありましたけれどもこの件につきまして何かご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項第3号につきましては以上とさせていただきます。

○須永会長

続きまして報告事項第4号くろめがわグリーントレイルマップについてご説明をお願いいたします。

○事務局・高橋みどり公園課みどり公園係長

それでは報告事項第4号を説明させていただきます。今回グリーントレイルマップを作成した目的としましては、ウォーカブル推進都市として、人中心の居心地がよいまち作りを推進しており、今回緑の魅力や価値を市民の皆さんに共有していただき、その質を高めていくためのきっかけ作りとして、黒目川沿いのスポットと既存公園や緑地とのネットワークを強化することで、屋外空間の魅力向上を図り、幅広い世代の方に楽しんでいただけるウォーカブルな空間作りを目指すことを目的として、六つのコースを設定しましたグリーントレイルマップを作成いたしました。

グリーントレイルマップにつきましては、利用目的の異なる幅広い利用者が楽しみ親しむことができるトレイルとするため、マップには、公園緑地などの見どころのほか、ベンチやトイレ、健康遊具などの情報も掲載しております。

四季を通じて変化する黒目川沿いの風景を楽しみながら、このマップを手に、散策を楽しみいただければと思っております。

コースの概要としましては6コース設定しております。黒目文化コースでこちら距離が6キロになっております。武蔵野台地の地形のひだに織り込まれた神社仏閣や古墳、湧水、農地景観などに触れ、黒目川沿いの歴史文化を感じるトレイルのコースとなっております。

次に月末運動不足解消コース、こちら距離7キロになっておりまして、黒目川周辺のにぎわいのあるスポットと豊かな地形や高台からの眺望をめぐり楽しむコースとなっております。

三つ目としましては、のんびりジョギングコース、こちら距離9キロとなっており、ジョギングしやすい黒目川の堤防の上のコースで西は黒目橋東はわくわく田島緑地を迂回し、開放的な黒目川の風景を感じるコースとなっております。

四つ目としましては黒目文化絶景コース、こちら距離12.6キロとなっております。こちらは、徒歩の他に自転車でも利用していただくようなコースとなっております。武蔵野台地の地形のひだに織り込まれた歴史文化に触れ、朝霞水門や荒川など朝霞の北側の魅力をシェアサイクルで繋

ぎ、朝霞の新たな魅力を発見するトレイルとなっております。

続いて五つ目として、朝霞景観コース、こちらは西側コースが3.7キロ、東側コース2.6キロの二つに分かれております。こちらは朝霞市のシンボルロードのケヤキ並木広山通りのイチョウ並木、黒目川の桜並木などの市内の美しい並木景観を楽しむトレイルとなっております。最後にお手軽黒目コース、こちら距離1.5キロとなっております、こちら朝霞台駅から近くて誰もが、身近に黒目川の魅力を体感できるトレイルとなっております。

こちらのマップにつきましては、現在、みどり公園課の窓口、保健センター、博物館、産業文化センター、図書館本館分館の方で配布をしております。その他市ホームページからもダウンロードできる形となっております。

○須永会長

ありがとうございました。ただいま事務局からご報告ございましたが、この件につきまして何かご質問等はございますでしょうか。特にご質問等ないということで報告事項第4号につきましては、以上としたいと思います。

本日の予定されていた事項は以上となりますが、最後に事務局から何か連絡事項等はございますでしょうか。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

特にございません。

○須永会長

ありがとうございます。次第に基づきまして本日の議事は全て終了いたしましたので、以後の進行を事務局の方にお返しをいたします。

◎4 閉会

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

それでは、以上をもちまして令和5年度第1回朝霞市都市計画審議会を閉会いたします。

議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。